

高松市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、また、改善を要する事項について措置を講じた旨の通知があったものを同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成13年2月21日

高松市監査委員 花崎 政美
同 吉田 正己
同 三笠 輝彦
同 桧山 浩治

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成12年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
企画 財政部	企画課(水問題対策室, 行政改革推進室) 財政課 納税課 市民税課 資産税課 管財課	平成12年10月1日 から平成12年12月 20日まで
	出納室	

(2) 監査の方法

平成12年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていた。

2 前回までの監査で指摘した事項に対する改善通知

(1) 職員の事務分掌を改善すべきもの(市民部市民生活課)

ア 改善を要する事項

高松市から高松市連合自治会連絡協議会に対する活動事業補助金の支出事務において、支出側である高松市市民生活課の出納事務と受入側である高松市連合自治会連絡協議会の出納事務を同一職員が行っており、内部牽制組織上、問題があるので、事務分掌を改善されたい。

また、高松市民のねがい推進事業補助金および防犯灯維持管理事業補助金も同様の出納事務を行っており、内部牽制組織上、問題があるので、事務分掌を改善されたい。

イ 改善された内容等

高松市から高松市連合自治会連絡協議会に対する活動事業補助金の支出事務ならびに高松市民のねがい推進事業補助金および防犯灯維持管理事業補助金の出納事務については、平成12年12月以降事務分掌を明確にし、同一職員が行うことのないよう改善した。

(措置通知日、平成12年12月13日)